

# 平成30年度予算概要

# ●●● 平成30年度 予算について ●●●

◆予算算出の基となる数値

	健康保険		介護保険	
	予算年度	前年比増減	予算年度	前年比増減
被保険者数	1,834	0	453	0
平均標準報酬月額	246,589	▲231	326,130	8,208
総標準賞与額(千円)	1,597,920	▲18,819	505,152	0
保険料率(%)	7.20	0.00	1.60	▲0.40

## 1.健康保険

(単位: 予算額及び前年比増減=千円 被保険者1人当り=円)

### (Point①) 別途積立金繰入

今まで蓄えた別途積立金を取り崩して収入に充当します

本年度においては経常収支は黒字ですが、期首(4月~8月)にかけて毎月の保険料収入のみでは支出をまかなうことができないため、別途積立金を4月に繰り入れます。

### (Point②) 保険給付費

みなさんが健康保険を使って受けた病気やケガの治療費のうちの健康保険負担分や出産手当金・傷病手当金等に使われます

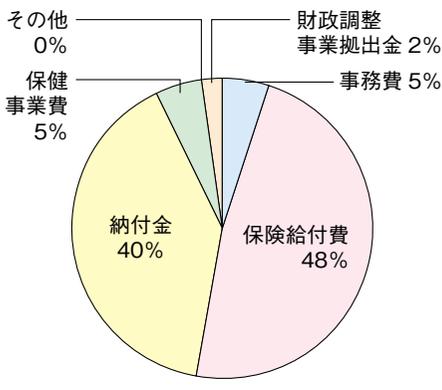
### (Point③) 納付金

65歳以上の高齢者医療の費用を負担するため国に納めるお金です

収入				
	科目	予算額	前年比増減	被保険者1人当り額
経常収入	保険料収入	481,714	501	262,658
	利子収入	470	38	256
	その他	1,904	1,348	1,038
経常外収入	調整保険料収入	10,554	1,687	5,755
	前年度繰越金	123,000	122,818	67,067
	別途積立金繰入	90,000	60,000	49,073
	その他	2,004	▲121,670	1,093
合計		709,646	64,722	386,939
経常収入合計(A)		484,088	1,887	263,952

支出				
	科目	予算額	前年比増減	被保険者1人当り額
経常支出	事務費	32,429	3,473	17,682
	保険給付費	306,411	7,687	167,073
	納付金	256,472	110,776	139,843
	保健事業費	32,315	15,206	17,620
	その他	933	162	509
経常外支出	財政調整事業金	10,647	1,666	5,805
	その他	1	▲999	1
合計		709,646	64,722	386,939
経常支出合計(B)		628,560	137,304	342,726
経常収支差額(A)-(B)		▲144,472	▲135,417	▲78,774

### 支出の割合



## 2.介護保険

(単位: 予算額及び前年比増減=千円 被保険者1人当り=円)

収入				
	科目	予算額	前年比増減	被保険者1人当り額
介護保険収入	36,447	▲7,908	80,457	
前年度繰越金	0	▲350	0	
準備金繰入	0	0	0	
一般勘定受入	0	▲1,000	0	
その他	1	▲440	2	
合計	36,448	▲9,698	80,459	

支出				
	科目	予算額	前年比増減	被保険者1人当り額
介護納付金	30,204	▲6,398	66,675	
一般勘定繰入	1,000	1,000	2,208	
介護保険料還付金	10	10	22	
予備費(残金)	5,234	▲4,310	11,554	
合計	36,448	▲9,698	80,459	

健康保険組合の平成30年度の予算が、去る2月19日に開催された組合会において承認されましたので、その概要をお知らせします。

### ◆経常収支は10年連続赤字となりますが、保険料率は据え置き

一般(健康保険)勘定について、経常収入は、昨年度の状況とほぼ同水準で見込んでいますが、支出において納付金が約2億56百万円となり、前年度より約1億11百万円の増加となりました。

保健事業については、第Ⅱ期データヘルス計画に基づき健診事業を中心に拡充していく計画です。収支の不足分については別途積立金の取り崩しで対応します。

### ◆平成30年度の保険料率について

組合会で承認された平成30年度の保険料率は、健康保険料率が前年同様7.2%、介護保険料率は0.4%引き下げられて1.6%です。

健康保険料率の引き上げも検討しましたが、今年度については「据え置き」という結論に至りました。

### ◆来年度は、健康保険の保険料率を1%引き上げます

ここ3年は7.2%の保険料率を維持してきましたが、納付金や保険給付の増加に伴い、実質保険料率(収支のバランスがとれる状態)は約9.2%となりましたので、翌年度については、1%引き上げ8.2%とします。

### ◆今年度より被扶養者の方の健診について、「巡回健診」を追加します。

これまでの健診では、契約機関の医療施設での受診もしくは、ご本人の希望する医療機関を探してもらっていましたが、選択肢を増やしより多くの方に健診を受けていただきたいという意図で「全国巡回健診」を追加することになりました。

尚、詳細の案内につきましては、5月中旬に行う予定です。是非この機会に多くの方に受診していただきたいと思います。

### ◆特定保健指導について

当組合では、特定保健指導の対象となられた方に特定保健指導を無料で受けていただけるよう、社内勤務の方には4月~5月にかけて、販売スタッフ及び被扶養者である配偶者の方には随時『特定保健指導利用券』を送付していますが、利用していただいている方は非常に少ないのが現状です。

ご自身の将来の健康のため、そしてご家族のためにもぜひ保健指導を受けていただくようお願いします。

また、現在厚生労働省や国の専門部会において、特定健診と特定保健指導の受診率が低い健康保険組合に対して、その組合の後期高齢者納付金に上乗せを行う法案が検討されており、当組合もその対象となるおそれがあります。加算額は健診や保健指導の実施率によって決定され、その最高額は265万円で、当組合の場合、事業所負担が132万5千円、被保険者1人当たり約700円の負担増となります。

保険料率の引き上げに結び付く事態も考えられますので、ご協力をお願いします。

### ◆◆◆ スマートフォンを利用した特定保健指導を実施します。 ◆◆◆

今年度より「積極的保健指導」の対象になられた方は、医療機関に出向かずにできる保健指導プログラムを受診していただきます。

尚、詳細につきましては6月を目途にご案内させていただきます。